

- 令和7年9月より、鳥獣保護管理法に基づく**緊急銃猟制度**の運用が開始されました。
- 緊急銃猟制度は、人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した場合、安全確保等の一定の条件下で、市長村の判断により、必要に応じ外部の捕獲者に委託等して、銃器を使用した捕獲等ができる制度です。
- 捕獲等については、中・長期的には公的機関や公的機関から委託を受けた民間企業等により行われるようにする必要がありますが、短期的には、現在、高い技術を有しているハンターの皆様に協力をお願いせざるを得ない状況です。
- 一方、市町村から協力を求められた場合、応諾義務はないため、ハンターの皆様は断ることができます。

ご協力いただけるかご判断いただくにあたり、
本資料の内容をご覧いただけますと幸いです

緊急銃獵制度とは

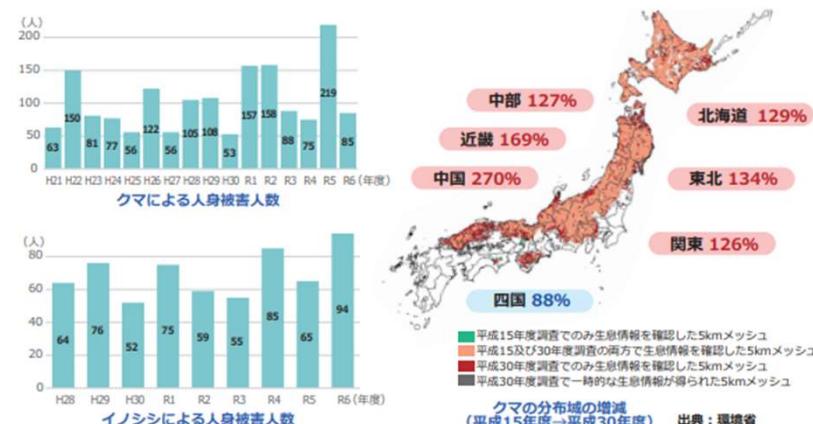
緊急銃獵制度ってなに

人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した場合、一定の条件を満たしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等ができる制度です。



なぜ緊急銃獵制度が必要なの？

近年、クマやイノシシの人の日常生活圏への出没が増加傾向にあり、人身被害件数・人数がクマでは令和5年度、イノシシでは令和6年度に過去最多*1を記録。死亡事故も発生しています。*1 クマは平成18年度、イノシシは平成28年度以降



住居集合地域等での銃器を使用した鳥獣の捕獲等は現に危険が生じていて急を要する場合に実施されてきました。しかし、膠着状態にある場合等において、より予防的かつ迅速に対処することが必要になっています。

これらに対応するために、特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ、イノシシについて、人の日常生活圏での銃獵を可能とするものとして制度が創設されました。

なお、緊急銃獵実施時の通行禁止・制限に正当な理由なく従わない場合、罰則の対象となる場合があります。



緊急銃獵を実施するための4つの条件

- 1 クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること
※侵入するおそれが大きいことを含む。
- 2 クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- 3 銃獵以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 4 住民や第三者に銃獵による危害を及ぼすおそれがないこと

緊急銃獵制度のしくみ

「緊急銃獵を実施するための4つの条件」全てを満たした場合、市町村長は、市町村職員に指示または職員以外の者へ委託*2し、対象のクマ、イノシシについて、銃器により捕獲等をすることができます。

*2 職員以外の者へ委託・・・大型獣の銃器での捕獲等に関する知識と経験があり、射撃練習も定期的に行っている人材に、市町村長が委託することができます。

緊急銃獵は、人の日常生活圏(例：住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地)などにおいて、安全が確保された場合に実施されます。



緊急銃猟の責任範囲・捕獲者の裁量範囲

緊急銃猟は市町村が行うものであり、最終的な責任は市町村が負います

射撃タイミング等の「銃猟行為」は捕獲者（ハンター）の専門性に委ねられます

市町村の責任範囲

緊急銃猟

緊急銃猟のための土地の立入等

市町村長が

- ✓ 緊急銃猟を実施する場所
 - ✓ 緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項
 - ✓ その他の緊急銃猟の実施に関する事項
- を判断し、留意事項として捕獲者に伝達。

銃猟行為＝捕獲者の裁量範囲

- ・使用する銃種
- ・射撃する角度
- ・射撃するタイミング

使用する銃の性質、対象獣の知識等を考慮。的確かつ迅速に対応するため銃猟の技能を有する者の専門性に委ねる必要。

安全確保措置

損失の補償

民事上の責任

- 物損事故：市町村長が補償
(鳥獣保護管理法)
- 人身事故：市町村が賠償
(国家賠償法)

刑事上の責任

市町村長が緊急銃猟の条件を満たしていることを認め、捕獲者においても人身事故のおそれがないことを確認するなど緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たした上で実施する限り、通常は、業務上過失致死傷罪について捕獲者の責任が問われることとはならないと考えられます。

行政処分

【銃刀法】

- ・ 緊急銃猟に該当する発射については、銃刀法における公共の空間における発射の禁止、及び許可銃砲等の発射の禁止違反とはならない
- ・ 発射時の注意義務違反等については、緊急銃猟の結果として、人の財産等に危害が生じた場合であっても、当該所持許可者に対し、原則として、注意義務違反により行政処分を行うことは適当ではないとした上で、「緊急銃猟の実施等に関して銃刀法上の行政処分等を検討する場合には、慎重な判断を要する」とされています。

**緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たす限り、
捕獲者が刑事上の責任等の不利益を被ることは通常想定されません**

緊急銃猟の実施を、公務員の立場として実施するかどうかにより上記の取扱いが変わることはあります
自損事故については市町村が保険の加入等により対応することになりますので、事前にご確認ください

緊急銃猟に関するQ&A 1/3

Q：緊急銃猟を実施する者の要件は？

A：鳥獣保護管理法等に定める要件は次のとおりです。

- ・第一種銃猟免許を受けた者
- ・一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。
- ・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のためにとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験をする者

※ 装薬銃を使用する場合。

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれます。また、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問い合わせません。

※ 「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃の3種類を指します。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握されます。

この他、市町村独自の判断基準を設けている場合があります。

また、市町村においては、緊急銃猟に関する研修会や訓練を行う場合があり、こうした機会にご参加いただき、緊急銃猟の手順等の理解や市町村との連携を深めていることも重要です。

Q：夜間に緊急銃猟を行えると聞いたが、可能か？

A：日の出前又は日没後の緊急銃猟を、屋外で実施する場合には、上記の要件に加え、環境省等が開催する特別な講習を受講するなどの要件を満たす必要があります。

一方、日の出前又は日没後の緊急銃猟を、屋内で実施する場合には、追加要件を満たす必要はありません。

Q：公務員の立場で実施する場合とそうでない場合で違いはあるか？

A：資料4ページ目に記載しているとおり、市町村の責任において実施することや刑事上の責任等の取扱いに違いはありません。

なお、非常勤の市町村職員については、条例等により公務災害補償を受けることとなります、外部の者についても市町村が保険に加入することで補償を受けることが可能です。

Q：鳥獣被害対策実施隊はどのように扱われるか？

A：民間（市町村職員以外）の鳥獣被害対策実施隊は非常勤の特別職の公務員です。公務員の立場での取扱いについては上記のQAをご覧ください。

Q：緊急銃獵に協力した際の報酬や保険等の手当てはどうなっているか？

A：市町村ごとに判断されるため、協力を依頼した市町村に個別に確認いただくようお願いします。

※なお、環境省では、指定管理鳥獣対策事業交付金により市町村への財政支援を行っています。

緊急銃猟に関するQ&A 3/3

Q：銃刀法や道交法と緊急銃猟制度との関係は？

A：環境省が作成した「緊急銃猟ガイドライン」（令和7年7月公表）P70～71、警察庁通達「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正について（通達）」（令和7年8月22日通達）に記載されていますので、ご参照下さい。

Q：法解釈の解説で、「個別に判断する」や「考えられる」などの表現がとられ、問題がないと言い切らないのはなぜか？

A：法律上の責任に関する判断は最終的には個別の事案ごとに裁判所が判断するためです。刑事上の責任について例示すると、緊急銃猟の条件が満たされ、捕獲者自身においても人身事故のおそれがないことを確認するなど緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たした上での行為であれば、通常は刑事責任が科せられることはありませんが、これらの点は裁判所が個別の事案ごとに判断することになります。例えば、人身事故が生じる可能性を認識しながら、あえて人に向かって発砲した場合には、刑事責任を問われる場合もあります。

Q：クマの急所等について参考になる資料はあるか？

A：環境省が作成した「緊急銃猟ガイドライン」（令和7年7月公表）P88～91をご参照下さい。

Q：近隣の自治体で捕獲者が確保できていないため、協力したいが、どこに相談すればよいか？

A：お住まいの市町村（又は都道府県）にご相談いただき、「クマ人材データバンク」への登録を希望する旨を伝えて下さい。「クマ人材データバンク」の詳細は、お手数ですが、環境省HPをご覧ください。

(参考) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の概要



人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする。



■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる人身被害の人数が過去最多※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等※2**における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合において、**より予防的・迅速な対応を可能とする必要**。

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が**人の日常生活圏**（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
- ③的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが**銃猟以外の方法では困難**であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない**場合には、**危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4に委託して実施させ**ることができる（**緊急銃猟**）（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれが大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援を要請**することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

＜施行日＞令和7年9月1日

※上記改正法による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施